

2024年3月1日

能登半島地震復興支援金募金活動実施ガイドライン

公益社団法人富山県サッカー協会

2024年1月に発生した能登半島地震で被災されたサッカーファミリーに対する「復興支援金」募金活動を行うにあたり、実施方法のガイドラインを下記の通り定める。

1募金活動を実施(主催)できる人(組織)

復興支援金の募金活動は、以下の団体が実施(主催)出来るものとし、以下の団体を通じてサッカーファミリーの協力を得るものとする。

- ①公益社団法人富山県サッカー協会事務局
- ②同協会各委員会
- ③同協会加盟の各連盟

2募金活動の方法

以下の活動とし、募金箱を設置したり、募金箱を持ち歩いたりして募るものとする。

- ①委員会や連盟が主催、主管する大会等での募金活動
- ②委員会や連盟が開催する研修会や会議等での募金活動
※活動を行う際には、必ず活動場所の施設管理者の許可をとる(公道の場合は警察の許可が必要)
※責任者1名と担当者1名を決め、募金として受け付けた現金を必ずこの2人立会の下で実査を行う。この現金額を別紙(様式1/(公社)富山県サッカー協会能登半島地震復興支援金募金活動報告書)に記載の上、その金額が正しいものであることを明らかにするため、実査した2名が署名し、事務局へ提出するか専用口座(下記)へ振り込む。
- ③公益社団法人富山県サッカー協会が開設した専用銀行口座(下記)へ直接振り込みを求める募金活動

3募金活動で集まった支援金の取扱い

当協会下記口座に募金日の7日以内に入金する。入金にあたり、次のことに留意する。

- ①振込む場合は、振込手数料を差引いて振込む
- ②活動を行った委員会名、連盟名を入力して振込む。※直接振り込む場合は任意。
- ③【振込先】 銀行名 :北陸銀行
支店名 :滑川支店
預金種目 :普通
口座番号:6106727
口座名 :公益社団法人富山県サッカー協会能登半島地震復興支援金口

4 募金活動を実施するにあたっての表示義務

本募金活動を行う場合、必ず以下の内容を明記しなければならない。なお、この内容に加えて明記することがある場合は、事前に事務局に表示内容を届けて専務理事の許可を得るものとする。

キャッチコピー	がんばろう！北陸
募金活動の名称	能登半島地震復興支援金
募金活動の用途	本募金で集まった寄付金は、全額、公益社団法人富山県サッカー協会の銀行口座「能登半島地震復興支援金口」に振込まれ、能登半島地震で被災されたサッカーファミリーが、これまでどおり、誰もがいつでもサッカーやフットサルを楽しむことができる環境の復興支援として、富山県サッカー協会より石川県サッカー協会に寄付させていただきます。
事業名	事業名(大会名、研修会、会議等)
主催・主管団体	公益社団法人富山県サッカー協会〇〇委員会、〇〇連盟

5 募金活動の期間

2024年3月から実施することとし、終了時期については理事会で決定する。

以上

(公社)富山県サッカー協会 能登半島地震復興支援金募金活動報告書

この度、(公社)富山県サッカー協会 能登半島地震復興支援金に係る募金活動を実施したので、次のおり報告します。

1.募金活動実施日	2024年 年 月()
2.募金活動を行った事業名	
3.募金活動を行った委員会や連盟の代表者氏名	
4.支援金額	¥ —
5.実査をおこなった担当者氏名(自署)	
6.送金担当者氏名	
7.その他報告事項	

【活動報告書の提出先】

① 募金額を事務局へ持参の場合

- ・募金金額と本報告書をあわせてご提出ください。

② 募金額を支援金口座へ振り込まれる場合

- ・活動終了後、速やかに協会事務局に本報告書をご提出ください。

〈 提出方法 〉 ・メールにてPDFまたはFAXで提出

(提出先:メール/ fa-toyama@jfa.or.jp FAX/ 076-476-0423)

- ・事務局へ持参または郵送